

令和4年第1回定例会（6月議会）  
建設部 提出資料（6月2日）

建設委員会・分科会

【予算・議案関係】

○ 建設部	令和4年度6月補正予算案の概要について	・・・	1
○ 道路課	令和4年度6月補正予算案の概要について	・・・	2
○ 河川砂防課	令和4年度6月補正予算案の概要について	・・・	4
○ 港湾空港課	令和4年度6月補正予算案の概要について	・・・	5
	県単港湾整備事業に係る債務負担行為の設定について	・・・	7
○ 建築住宅課	令和4年度6月補正予算案の概要について	・・・	8
	秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例案について	・・・	9
	秋田県営住宅条例の一部を改正する条例案について	・・・	17

# 令和4年度6月補正予算案の概要について

令和4年6月2日  
建設部

1 一般会計 6,693,550千円

(1) 公共事業 6,693,550千円

事業の内訳 (単位：千円)

事業名	事業費	事業内容
国庫補助事業	5,860,383	地方道路交付金事業等
県単独事業	44,000	県単港湾整備事業
国直轄事業負担金	789,167	道路事業
合計	6,693,550	

(2) 債務負担行為 (46,000千円)

県単港湾整備事業費

# 令和4年度6月補正予算案の概要について

令和4年6月2日  
道 路 課

## 1 概 要

- ・物流・交流拠点へのアクセス道路の整備を推進（国内示による）
- ・長寿命化修繕計画に基づく道路施設の老朽化対策等を推進（国内示による）
- ・生活道路の安全性向上のため、交通安全施設等整備を推進（国内示による）

## 2 事業の内訳

(単位：千円)

事業名	事業費	事業内訳
秋田港アクセス道路整備事業	357,000	道路改良工
地方道路交付金事業（補修）	4,587,839	橋梁補修、トンネル補修 等
地方道路交付金事業（交通安全）	308,904	歩道整備、防護柵設置 等
地方道路交付金事業（電線共同溝）	5,800	電線共同溝工
国直轄道路事業負担金	789,167	遊佐象潟道路、横堀道路 等
合 計	6,048,710	

## 3 主な事業内容

### (1) 秋田港アクセス道路整備事業



秋田港アクセス道路（秋田市）

(2) 地方道路交付金事業（補修）

- ・事業箇所（橋梁補修）・・・（一）富根能代線 富根橋 外25箇所
- ・事業箇所（トンネル補修 等）・・・国道285号 秋田峠トンネル 外69箇所



（一）富根能代線 富根橋  
（能代市）



国道285号 秋田峠トンネル  
（五城目町）



国道341号 <sup>めめき</sup>女米木  
（秋田市）



国道341号 <sup>しかゆ</sup>鹿湯スノーシェッド  
（仙北市）

(3) 地方道路交付金事業（交通安全）

- ・事業箇所・・・（一）根瀬尾去沢線  
松館工区 外15箇所



（一）根瀬尾去沢線 松館工区  
（鹿角市）

(4) 地方道路交付金事業（電線共同溝）

- ・事業箇所・・・（主）大館停車場線  
御成町工区 外1箇所



（主）大館停車場線 御成町工区  
（大館市）

# 令和4年度6月補正予算案の概要について

令和4年6月2日  
河川砂防課

## 1 概要

- ・老朽化の進む地すべり防止施設及びダム管理設備の改良を推進（国内示による）

## 2 事業の内訳

（単位：千円）

事業名	事業費	事業内訳
地すべり対策事業	89,200	排水管設置 等
公共堰堤改良事業	77,100	ダム放流警報設備改良
合計	166,300	

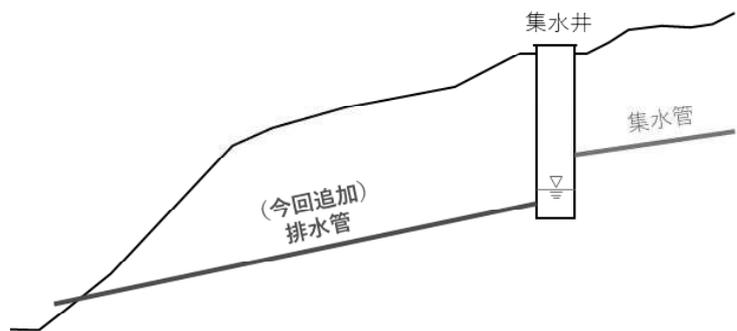
## 3 主な事業内容

### （1）地すべり対策事業

- ・老朽化した地すべり防止施設の改良 事業箇所・・・栗沢（由利本荘市）



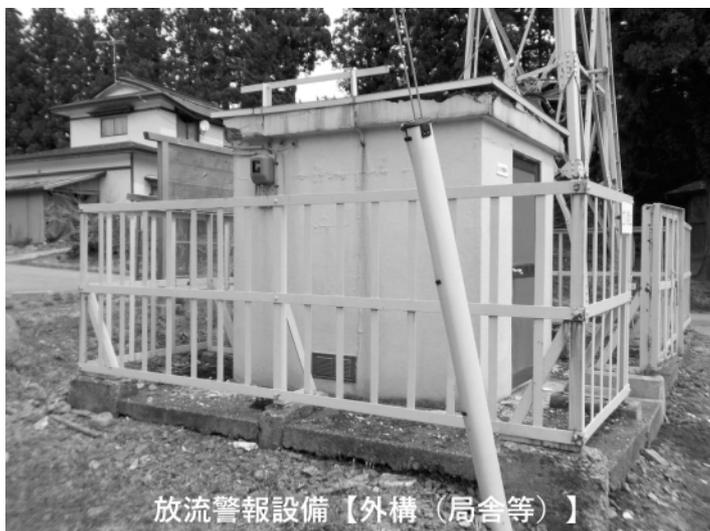
集水井外観



断面図

### （2）公共堰堤改良事業

- ・老朽化したダム放流警報設備の改良 事業箇所・・・皆瀬ダム（湯沢市）



放流警報設備【外構（局舎等）】



放流警報鉄塔

# 令和4年度6月補正予算案の概要について

令和4年6月2日  
港湾空港課

## 1 概要

- ・港湾の機能強化及び計画的な維持修繕の推進（国内示による）
- ・洋上風力発電の促進に向けた船川港港湾計画の改訂

## 2 事業の内訳

（単位：千円）

事業名	事業費	事業内訳
重要港湾改修事業	30,000	カーボンニュートラルポート形成計画調査
統合補助改修事業	360,000	船川港船揚場改良、船川港・能代港泊地維持浚渫等
県単港湾整備事業	44,000	船川港港湾計画改訂関連業務
合計	434,000	

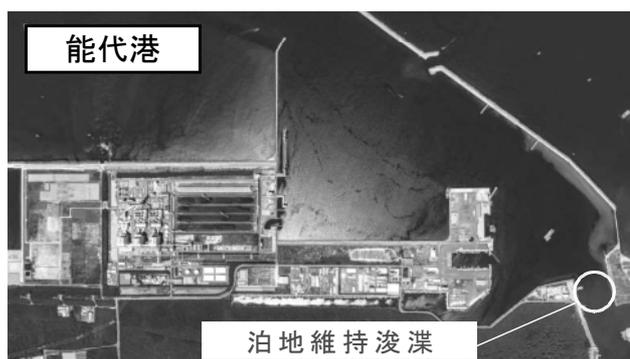
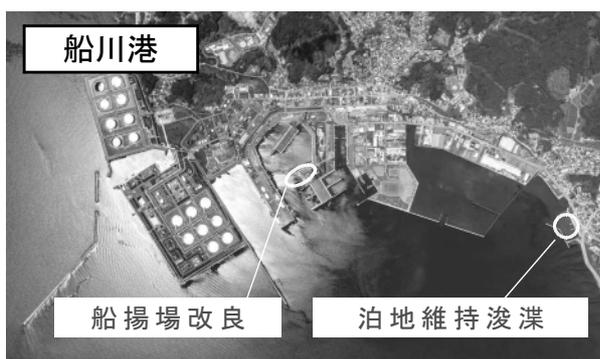
## 3 主な事業内容

### （1）重要港湾改修事業

- ・国が目標とする「2050年カーボンニュートラルの実現」に向け、港湾周辺地域における温室効果ガス排出量削減に係る推進計画を策定するための基礎調査及び関係者による会議を実施（秋田港、船川港、能代港）

### （2）統合補助改修事業

- ・船川港船揚場の改良を実施
- ・船川港・能代港の泊地維持浚渫を実施

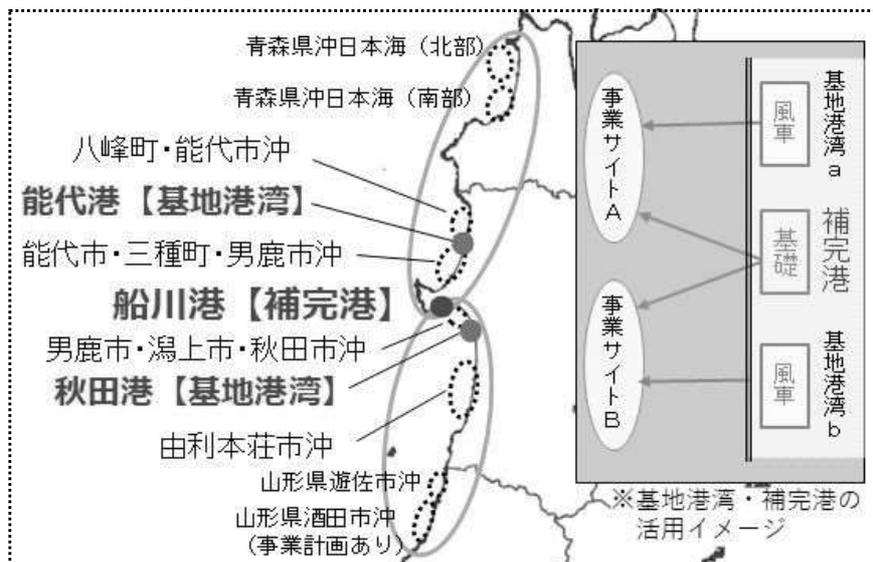


### (3) 県単港湾整備事業

- ・洋上風力発電の基地港湾（秋田港・能代港）の能力（面積）不足を補う補完港として船川港を整備・活用するため、港湾計画の改訂に向けた調査を実施

#### (参考) 事業実施に至る背景

- ・令和4年2月、国による基地港湾のあり方に関する検討会は、基地港湾の能力不足対策として、補完港の活用を例示した。
- ・本県においては、洋上風力発電設備の設置に対し、基地港湾2港に、補完港の船川港を加えた「港湾群」で対応したいと考えている。



秋田県沖周辺の洋上風力発電計画と「港湾群」

# 県単港湾整備事業に係る債務負担行為の設定について

令和4年6月2日  
港湾空港課

## 1 概要

- ・本事業は、船川港港湾計画の改訂に必要な調査を実施するものである。
- ・調査期間が2か年にわたることから、債務負担行為を設定する。

## 2 事業内容

- (1) 業務場所 船川港（男鹿市）
- (2) 業務内容 長期構想策定（港湾の将来像検討、委員会開催）  
港湾計画調査（港湾利用の将来推計、施設計画・土地利用計画）  
環境影響調査（現況調査、予測評価）

・工 期：令和4年度～令和5年度の2か年

・金 額：90,000千円

R4補正予算額	44,000千円
R5債務負担行為設定額	46,000千円
合 計	90,000千円

### (3) 全体スケジュール

■：債務負担行為設定

	R4年度(2022年度)				R5年度(2023年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
長期構想策定			長期構想策定					
港湾計画調査			現況特性の把握、港湾利用の将来推計、施設計画・土地利用計画					
環境影響調査			現況調査		現況調査		予測評価	
航行安全検討					航行安全対策検討(R5予算)			
協議・審議会					国交省協議			審議会

# 令和4年度6月補正予算案の概要について

令和4年6月2日  
建築住宅課

## 1 概要

- 適切な維持管理による県営住宅の長寿命化を推進（国内示による）

## 2 事業の内訳

(単位：千円)

事業名	事業費	事業内訳
県営住宅ストック総合改善事業	44,540	外壁・屋根防水改修

## 3 事業内容

県営住宅ストック総合改善事業

- 県営住宅の耐久性向上を図るため長寿命化計画に基づく改修工事を実施
- 事業箇所 … 県営新屋住宅（秋田市）



外壁改修工事前



外壁改修工事実施例



防水改修工事前



防水改修工事実施例

# 秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例案について

令和4年6月2日  
建築住宅課

## 1 改正理由

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律により、良質な既存住宅について建築行為を伴わずに長期優良住宅として認定する制度が施行されることから、当該認定等の申請に係る手数料を新たに定める。

## 2 改正内容

建築行為（新築、増改築）を伴わない住宅を認定対象に加える。

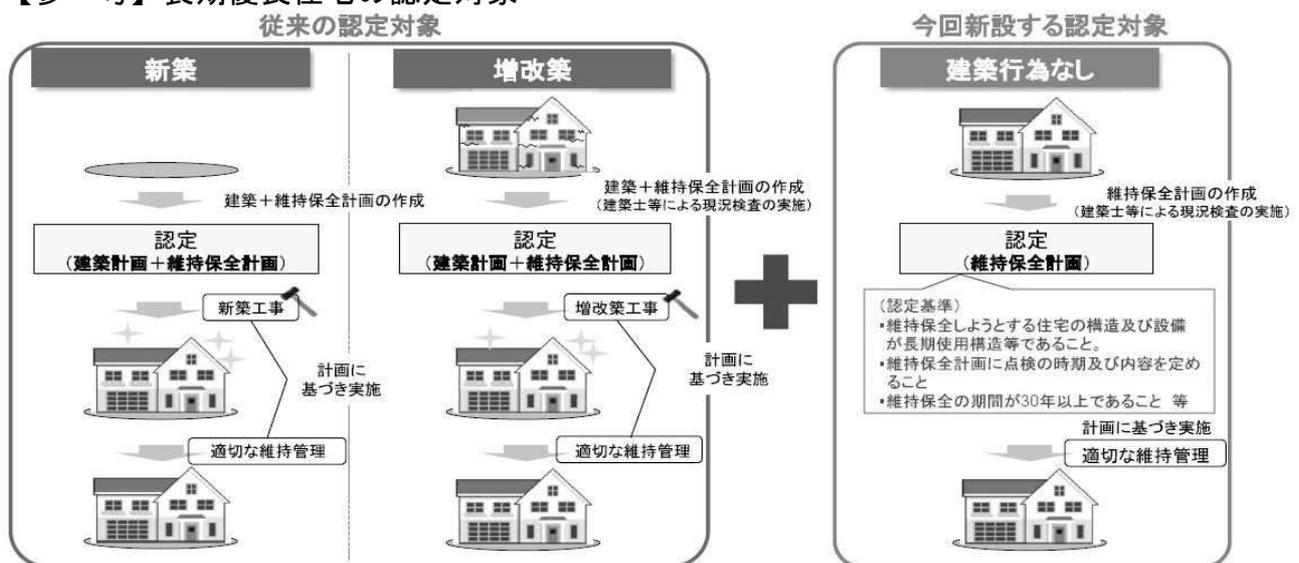
対象住宅の区分	認定申請手数料の額（1件につき）	
	通常の申請	住宅性能評価書等を添付する申請
一戸建て住宅、住戸の総数が5戸以下の共同住宅等、計9区分	73,000円～ 5,240,000円	21,000円～ 571,000円

※ 変更認定申請手数料は、認定申請手数料の額の1/2とする。

## 3 施行期日

この条例は、令和4年10月1日から施行することとする。

### 【参 考】長期優良住宅の認定対象



※ 増改築とは、既存住宅を長期使用構造等の基準に適合させる工事（断熱改修等）をいう。

#### 【建築行為を伴わない認定の取得が想定される例】

- ・長期優良住宅制度の創設前に建築された住宅
- ・新築時、増改築時に認定申請されなかった住宅

流通時等に差別化を図り、付加価値を高めるため、認定を取得

備考 略	四・五 略	三 法第九条第一項又は第三 項の規定による法第五条第 一項に規定する長期優良住 宅建築等計画の変更の認定 の申請	三千円	五千五百円
	略			

備考 略	四・五 略	三 法第九条第一項又は第三 項の規定による計画 の変更の認定 の申請	三千円	
	略			

<p>以上百戸以下の共同住宅等に係るもの (1)・(2) 略</p>	<p>(3) (1)及び(2)の場合以外の場合</p>	<p>(七) 住戸の総数が百一戸以上二百戸以下の共同住宅等に係るもの (1)・(2) 略</p>	<p>(3) (1)及び(2)の場合以外の場合</p>	<p>(八) 住戸の総数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等に係るもの (1)・(2) 略</p>	<p>(3) (1)及び(2)の場合以外の場合</p>	<p>(九) 住戸の総数が三百一戸以上の共同住宅等に係るもの (1)・(2) 略</p>	<p>(3) (1)及び(2)の場合以外の場合</p>
<p>略</p>	<p>八十一万円(確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあつては、十一万七千五百円)</p>	<p>略</p>	<p>百八十一万五百円(確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあつては、十九万九千円)</p>	<p>略</p>	<p>二百十三万九千円(確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあつては、二十五万二千円)</p>	<p>略</p>	<p>二百六十二万円(確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあつては、二十八万</p>

<p>以上百戸以下の共同住宅等に係るもの (1)・(2) 略</p>	<p>(七) 住戸の総数が百一戸以上二百戸以下の共同住宅等に係るもの (1)・(2) 略</p>	<p>(八) 住戸の総数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等に係るもの (1)・(2) 略</p>	<p>(九) 住戸の総数が三百一戸以上の共同住宅等に係るもの (1)・(2) 略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>

(六) 住戸の総数が五十一戸	(3) (1)及び(2)の場合以外 の場合	千五百円)
(1)・(2) 略	略	略
(五) 住戸の総数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等に係るもの	(3) (1)及び(2)の場合以外 の場合	五百円)
(1)・(2) 略	略	略
(四) 住戸の総数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等に係るもの	(3) (1)及び(2)の場合以外 の場合	略
(1)・(2) 略	略	略
(三) 住戸の総数が六戸以上十戸以下の共同住宅等に係るもの	(3) (1)及び(2)の場合以外 の場合	略
(1)・(2) 略	略	略
(3) (1)及び(2)の場合以外 の場合	略	略
(1)・(2) 略	略	略

(六) 住戸の総数が五十一戸	(3) (1)及び(2)の場合以外 の場合	略
(1)・(2) 略	略	略
(五) 住戸の総数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等に係るもの	(3) (1)及び(2)の場合以外 の場合	略
(1)・(2) 略	略	略
(四) 住戸の総数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等に係るもの	(3) (1)及び(2)の場合以外 の場合	略
(1)・(2) 略	略	略
(三) 住戸の総数が六戸以上十戸以下の共同住宅等に係るもの	(3) (1)及び(2)の場合以外 の場合	略
(1)・(2) 略	略	略
(3) (1)及び(2)の場合以外 の場合	略	略
(1)・(2) 略	略	略

<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) (1)及び(2)の場合以外の場合</p> <p>(九) 住戸の総数が三百一戸以上の共同住宅等に係るもの</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) (1)及び(2)の場合以外の場合</p>	<p>略</p> <p>四百二十七万八千円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあつては、五十四万四千円）</p> <p>略</p> <p>五百二十四万円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあつては、五十七万千円）</p>
<p>二 法第八条第一項の規定による計画の変更の認定の申請（以下「計画変更認定申請」という。）</p> <p>(一) 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) (1)及び(2)の場合以外の場合</p> <p>(二) 住戸の総数（計画変更認定申請に係る建築物の住戸の総数をいう。以下この項において同じ。）が五戸以下の共同住宅等に係るもの</p>	<p>略</p> <p>三万六千五百円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあつては、一万五百円）</p>
<p>(1)・(2) 略</p> <p>(九) 住戸の総数が三百一戸以上の共同住宅等に係るもの</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>略</p>
<p>二 法第八条第一項の規定による計画の変更の認定の申請（以下「計画変更認定申請」という。）</p> <p>(一) 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(二) 住戸の総数（計画変更認定申請に係る建築物の住戸の総数をいう。以下この項において同じ。）が五戸以下の共同住宅等に係るもの</p>	<p>略</p>

の場合	は住宅性能評価書等を提出する 場合にあつては、九万七千 円)
(五) 住戸の総数が三十一戸 以上五十戸以下の共同住 宅等に係るもの	略
(3) (1)及び(2)の場合以外 の場合	九十四万三千円(確認書等又 は住宅性能評価書等を提出す る場合にあつては、十五万五 千円)
(六) 住戸の総数が五十一戸 以上百戸以下の共同住宅 等に係るもの	略
(1)・(2) 略	百六十二万円(確認書等又は 住宅性能評価書等を提出する 場合にあつては、二十三万五 千円)
(七) 住戸の総数が百一戸以 上二百戸以下の共同住宅 等に係るもの	略
(3) (1)及び(2)の場合以外 の場合	三百六十二万千円(確認書等 又は住宅性能評価書等を提出 する場合にあつては、三十九 万八千円)
(八) 住戸の総数が二百一戸 以上三百戸以下の共同住 宅等に係るもの	

(五) 住戸の総数が三十一戸 以上五十戸以下の共同住 宅等に係るもの	(1)・(2) 略
(六) 住戸の総数が五十一戸 以上百戸以下の共同住宅 等に係るもの	(1)・(2) 略
(七) 住戸の総数が百一戸以 上二百戸以下の共同住宅 等に係るもの	(1)・(2) 略
(八) 住戸の総数が二百一戸 以上三百戸以下の共同住 宅等に係るもの	

<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) (1)及び(2)の場合以外の場合</p>	<p>略</p> <p>七万三千元(確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、二万千円)</p>
<p>(二) 住戸の総数(計画認定申請に係る建築物の住戸の総数をいう。以下この項において同じ。)が五戸以下の共同住宅等(省令第四条第二号に規定する共同住宅等をいう。以下同じ。)に係るもの</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) (1)及び(2)の場合以外の場合</p>	<p>略</p> <p>十六万八千円(確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、三万七千円)</p>
<p>(三) 住戸の総数が六戸以上十戸以下の共同住宅等に係るもの</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) (1)及び(2)の場合以外の場合</p>	<p>略</p> <p>二十六万八千円(確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、五万九千円)</p>
<p>(四) 住戸の総数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等に係るもの</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) (1)及び(2)の場合以外</p>	<p>略</p> <p>五十二万八千円(確認書等又</p>

<p>(1)・(2) 略</p>	<p>略</p>
<p>(二) 住戸の総数(計画認定申請に係る建築物の住戸の総数をいう。以下この項において同じ。)が五戸以下の共同住宅等(省令第四条第二号に規定する共同住宅等をいう。以下同じ。)に係るもの</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>略</p>
<p>(三) 住戸の総数が六戸以上十戸以下の共同住宅等に係るもの</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>略</p>
<p>(四) 住戸の総数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等に係るもの</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>略</p>

秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新		旧	
<p>(手数料の徴収)            第一条 県は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十七号。以下「法」という。）の規定により法第五条第一項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けようとする者等から、手数料を徴収する。</p>		<p>(手数料の徴収)            第一条 県は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十七号。以下「法」という。）の規定により法第五条第一項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下「計画」という。）の認定を受けようとする者等から、手数料を徴収する。</p>	
別表（第二条関係）	別表（第二条関係）	別表（第二条関係）	別表（第二条関係）
区分	区分	区分	区分
<p>一 法第五条第一項から第七項までの規定による同条第七項に規定する長期優良住宅建築等計画又は同条第六項に規定する長期優良住宅維持保全計画（以下単に「計画」という。）の認定の申請（以下「計画認定申請」という。）</p> <p>（一）一戸建ての住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号。以下「省令」という。）第四条第一号に規定する一戸建ての住宅をいう。以下同じ。）に係るもの</p>	<p>手数料の額（一件につき）</p>	<p>一 法第五条第一項から第五項までの規定による計画の認定の申請（以下「計画認定申請」という。）</p> <p>（一）一戸建ての住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号。以下「省令」という。）第四条第一号に規定する一戸建ての住宅をいう。以下同じ。）に係るもの</p>	<p>手数料の額（一件につき）</p>

# 秋田県営住宅条例の一部を改正する条例案について

令和4年6月2日  
建築住宅課

## 1 改正理由

近年の家族の多様化を踏まえ、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（以下、「規則」という。）が改正され、同居親族要件※<sup>1</sup>が見直されたことにより、特定県営住宅の同要件について所要の規定の整備を行う等の必要がある。

## 2 改正内容

里子（児童福祉法に規定する里親※<sup>2</sup>に委託されている児童）と同居する者について、同居親族要件を満たすこととし、その他所要の規定の整備を行うこととする。

## 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

※1 規則で定める基準に従い、特定県営住宅の入居者資格については原則として同居親族がある者としている。

※2 保護者のない児童又は保護者に看護させることが不相当であると認められる児童の養育を希望する者であって、都道府県知事が適当と認める者

### 【参考：特定県営住宅（県営手形山一号住宅）の概要】

#### 1. 住宅の位置



#### 2. 県営手形山一号住宅の管理戸数(戸)

	管理戸数	入居戸数
普通県営住宅	148	139
特定県営住宅※	2	2

※中堅所得者向けの県営住宅

一 略

二 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族等と同居することができない者

三〇六 略

2・3 略

(特定県営住宅の入居者の決定の特例)

第十四条 知事は、現に同居し、又は同居しようとする親族等が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者で規則で定めるものについては、一回の募集ごとに賃貸しようとする特定県営住宅の戸数の五分の一（特に必要と認める場合には、二分の一）を超えない範囲内の戸数について、第四条及び前条の規定により入居者を決定して入居させることができる。

(同居の承認)

第十八条 県営住宅の入居者は、当該県営住宅への入居の際に同居した親族等以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

2 略

附 則

1〇5 略

(過疎地域等における入居資格の特例)

6 当分の間、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の令附則第七項に定める地域内の普通県営住宅に係る第七条の規定の適用については、当該普通県営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族等がない場合においても、同条第一号の条件を具備する者とみなす。

一 略

二 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族等と同居することができない者

三〇六 略

2・3 略

(特定県営住宅の入居者の決定の特例)

第十四条 知事は、現に同居し、又は同居しようとする親族等が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者で規則で定めるものについては、一回の募集ごとに賃貸しようとする特定県営住宅の戸数の五分の一（特に必要と認める場合には、二分の一）を超えない範囲内の戸数について、第四条及び前条の規定により入居者を決定して入居させることができる。

(同居の承認)

第十八条 県営住宅の入居者は、当該県営住宅への入居の際に同居した親族等以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

2 略

附 則

1〇5 略

(過疎地域等における入居資格の特例)

6 当分の間、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の令附則第七項に定める地域内の普通県営住宅に係る第七条の規定の適用については、当該普通県営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族等がない場合においても、同条第一号の条件を具備する者とみなす。

第四号)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

一 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。)又は児童(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六條の四に規定する里親に委託されている児童をいう。)(以下「親族等」という。)があること。

二・三 略

四 その者又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

(特定県営住宅の入居者の資格)

第十条 特定県営住宅に入居することができる者は、収入が規則で定める基準に該当し、第七条第四号に掲げる条件を具備する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、現に同居し、又は同居しようとする親族等があるもの  
二 略  
三 現に同居し、又は同居しようとする親族等がない者であつて、規則で定めるもの

(普通県営住宅及び改良住宅の入居者の決定)

第十二条 知事は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき普通県営住宅又は改良住宅の戸数を超える場合においては、当該入居者が住宅に困窮する実情に応じ適切な規模、設備又は間取りの普通県営住宅又は改良住宅に入居することができるように配慮し、次の各号のいずれかに該当する者について選考を行い入居者を決定しなければならない。

第四号)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

一 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。第四号、第十条、第十四条、第十八条第一項及び附則第六項において同じ

。 )があること。

二・三 略

四 その者又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

(特定県営住宅の入居者の資格)

第十条 特定県営住宅に入居することができる者は、収入が規則で定める基準に該当し、第七条第四号に掲げる条件を具備する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、現に同居し、又は同居しようとする親族等があるもの  
二 略  
三 現に同居し、又は同居しようとする親族等がない者であつて、規則で定めるもの

(普通県営住宅及び改良住宅の入居者の決定)

第十二条 知事は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき普通県営住宅又は改良住宅の戸数を超える場合においては、当該入居者が住宅に困窮する実情に応じ適切な規模、設備又は間取りの普通県営住宅又は改良住宅に入居することができるように配慮し、次の各号のいずれかに該当する者について選考を行い入居者を決定しなければならない。

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第三条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 六 略</p> <p>七 収入 公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号。以下「令」という。）第一条第三号に規定する収入（特定県営住宅の入居者及び同居者にあつては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）第一条第四号に規定する所得）をいう。</p> <p>八 略</p> <p>(普通県営住宅の入居者の資格)</p> <p>第七条 普通県営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の規則で定める者（次条第二項において「老人等」という。）にあつては第二号から第四号まで、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十九条に規定する居住制限者（次条第二項において単に「居住制限者」という。）にあつては第三号及び第四号、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十一条に規定する住宅被災市町村の区域内において同法第五条第一項第一号の災害により滅失した住宅に居住していた者並びに当該区域内において実施される都市計画法第五十九条の規定に基づく都市計画事業及び被災市街地復興特別措置法施行規則（平成七年建設省令第二号）第十八条各号に掲げる事業の実施に伴い移転が必要となつた者（次条第二項においてこれらを「被災者」という。）にあつては当該災害の発生した日から起算して三年を経過する日までの間に限り第三号及び</p>	<p>(定義)</p> <p>第三条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 六 略</p> <p>七 収入 公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号。以下「令」という。）第一条第三号に規定する収入（特定県営住宅の入居者及び同居者にあつては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）第一条第三号に規定する所得）をいう。</p> <p>八 略</p> <p>(普通県営住宅の入居者の資格)</p> <p>第七条 普通県営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の規則で定める者（次条第二項において「老人等」という。）にあつては第二号から第四号まで、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十九条に規定する居住制限者（次条第二項において単に「居住制限者」という。）にあつては第三号及び第四号、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十一条に規定する住宅被災市町村の区域内において同法第五条第一項第一号の災害により滅失した住宅に居住していた者並びに当該区域内において実施される都市計画法第五十九条の規定に基づく都市計画事業及び被災市街地復興特別措置法施行規則（平成七年建設省令第二号）第十八条各号に掲げる事業の実施に伴い移転が必要となつた者（次条第二項においてこれらを「被災者」という。）にあつては当該災害の発生した日から起算して三年を経過する日までの間に限り第三号及び</p>